

大分大学福祉健康科学部学生生活委員会細則

平成28年3月19日制定
平成28年福祉健康科学部設置室細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学福祉健康科学部規程（平成28年福祉健康科学部設置室規程第1号）第7条第2項の規定により、大分大学福祉健康科学部学生生活委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会は、学生生活に関する事項について企画、連絡及び調整を行い、並びに次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 大分大学福祉健康科学部の学生生活に関する事項
- (2) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学生生活委員長
 - (2) 本学部の教員 3人
 - (3) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、教授会の選考に基づき、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生生活委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 委員長は、緊急の場合その他やむを得ない事態が発生したときは、その事態に対する措置を決定し、事後、委員会の承諾を得るものとする

(会議の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席者」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(議事録等の作成)

第8条 議長は、委員会の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、福祉健康科学部事務部学務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。